平成24年度

建築指導課の事業概要

武蔵野市都市整備部建築指導課

目 次

_		概	<u> </u>							
	1	. 武	蔵野市 σ)状況…						2
		(1)	位置	(2)	面積					
		(3)	地勢	(4)	人口					
		(5)	世帯数	(6)	都市計	画				
	2	. 建	築指導課	発足の	背景·	経緯とその後の)推移			4
	3	. 組	織及び事	務分掌						8
		(1)	建築指導	課の組織	戠					
		(2)	建築指導	課事務	分掌					
	4	. J	算状況…							9
]	<u> </u>	業	務のあら	<u>まし</u>						
	1	. 建	築物の確	『認・許	可・認	定等				··10
	2	. #	間検査…		•••••					··12
	4	. 長	期優良住	宅の認	定					··14
			炭素建築							
	6	. 特	殊建築物	事の定	期調查	報告				··15
		(1)	特殊建築	物等の	定期調	直報告				
						期検査報告				
	7	. 特	定建築物	の省エ	ネルキ	一措置の届出…				··17
						では出書の受付				
										··18
	10). ì	直路敷地區	関係調査	Ĕ					
			直路位置(
										··19
			韋反建築物							
										20
			建築審查3							
			武蔵野市							
			公開によ							
							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••••••	21
						協議会の開催				
						·····································	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	••••••••	22
	19	∂. ∄	數地面積(の最低的	艮度制图	很				
		+v ·v-	7 11/51							00
>							• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••••••	23
	(1		確認申請(ツ要合						
	(2) =	事前調整							

<u>I 概 況</u>

1. 武蔵野市の状況

(1)位 置

東京都特別区の西部に接し、新宿(都庁)より約12kmの西方、東経139度34分10秒、北緯35度42分53秒(市役所)の地点に位置する。

(2)面 積

面 積 10.73k㎡

(3)地 勢

標 高 50m~65m (市役所56.98m)

広がり 東西 6.4km

南北 3.1km

地 形 総体的に平坦

地 質 ローム質(火山灰質)土壌

(2012市勢統計より)

(4)人 口

139,535人

(5)世帯数

72,662世帯

(住民基本台帳~平成25年4月1日現在)

(6) 都市計画 (単位:ha)

用途	地 域			高度力	也区	防	火 地	域	
種類	面積	比率	第一種	第二種	第三種	指 定 な し	防火地域	準防火	指定なし
第一種低層 住居専用地域	551.5	51.4%	551.5	_	_	_	_	121.0	430.5
第二種低層 住居専用地域	1.7	0.2%	1.7			_		1.7	_
第一種中高層 住居専用地域	220.5	20.5%	1.6	218.9	1	_	-	220.5	_
第二種中高層 住居専用地域	33.7	3.1%		33.7	l	_		33.7	
第一種住居地域	91.2	8.5%	_	91.2	_	_	_	91.2	_
第二種住居地域	4.3	0.4%		4.3	_	_		4.3	_
近隣商業地域	77.9	7.3%		48.5	29.4	_		77.9	_
商業地域	57.3	5.3%		_	_	57.3	57.3	_	
準工業地域	14.8	1.4%		14.8	_	_	_	14.8	_
準工業地域・ 特別工業地区	20.1	1.9%	_	20.1	_	_	_	20.1	_
計	1,073.0	100.0%	554.8	431.5	29.4	57.3	57.3	585.2	430.5

用途地域種別	建ぺい率(%)	容積率(%)	敷地面積の 最低限度 (㎡)	高度地区	防火地域	
第一種低層住居	30~40	50~80	120	第1種高度地区	指定なし	
専用地域	50	100	100	第 1 性同反地区	準防火地域	
第一種低層住居 専用地域	50	150	100	第1種高度地区	準防火地域	
第二種低層住居 専用地域	50	100	100	第1種高度地区	準防火地域	
第一種中高層 住居専用地域	60	200	100	第1・2種高度地区	準防火地域	
第二種中高層 住居専用地域	60	200	100	第2種高度地区	準防火地域	
第一種住居地域	60	200	100	第2種高度地区	準防火地域	
第二種住居地域	60	200	100	第2種高度地区	準防火地域	
近隣商業地域	80	200	_	第2・3種高度地区	维贴业地域	
	80	300	_	第2種高度地区	準防火地域	
近隣商業地域	80	300	_	第3種高度地区	準防火地域	
商業地域	80	400~700	_	指定なし	防火地域	
準工業地域	60	200	_	第2種高度地区	準防火地域	
準工業地域・ 特別工業地区	60	200	_	第2種高度地区	準防火地域	

2. 建築指導課発足の背景・経緯とその後の推移

昭和46年10月

◇ 無秩序な宅地開発の防止、中高層建築による地域住民への被害の排除等を目的として、全国 に先がけて『宅地開発等に関する指導要綱』を制定

その後、同要綱に関連した訴訟が多発

47年▽八王子市、特定行政庁に

48年▽町田市、限定特定行政庁に

49年▽町田市、特定行政庁に

昭 和 52年 12月 │ ◇マンション等関連の建築紛争を契機に、建築主事制度導入について庁内で検討

55年▽東京都財政再建委員会最終答申

…基礎的自治体の事務として処理するのが望ましいものは 区市町村に移管すべきである。…

▽第4回都市町村検討委員会

都、建築確認事務の移管を提示

▽第5回都市町村検討委員会

「市町村の考え方」を提示

…権限の委譲については、新しい時代にふさわしい都市づ くりに役立つよう本来の行政事務再配分問題として、財 政措置を含めた本格的検討を行うべきである…

▽第6回都市町村検討委員会

「市町村の考え方」を提示

…建築確認事務の委譲については、都と市町村との機能分 担の明確化、行政事務の再配分について協議することに なれば、その際の検討事項の一つと考えるべきである…

56年▽市長会役員会は、各市への個別折衝をしないようにとの口 頭の申入れ

昭和58年10月

◇風俗産業等の過度の集積により地域環境の悪化が顕在化したため、「近鉄裏」問題に端を発 する環境浄化対策の一環として『環境浄化に関する条例』『旅館レンタルルーム規制条例』 を制定

昭和61年 3月

◇市が59年に調査委託した日本弁護士連合会が、『生活環境権保護の制度化に関する武蔵野市 委託調査研究報告書』を提出

報告書の中の多様な提言の一つに建築主事制度の導入が上がる

昭和62年 3月

◇庁内プロジェクトチーム「生活環境権保護の制度化に関する武蔵野市委託調査 研究報告書検討会」が検討結果を報告

…規制と取締り目的だけの建築主事導入は疑問だが、総合的まちづくりの方針、具体的施 策、推進体制等の条件整備が整えば、財政支出に見合う効果が期待できるので、建築指 導行政を導入すべきである…

63年▽62年度都総務局行政監察室の一般考査

… 積極的に事務移管の推進をはかるべきである…

平成元年

- ◇『第二期長期計画 第二次調整計画』を策定
 - …建築主事の導入の是非を検討する。現在は東京都に依存しているこの事務を市で負 担するための行政コストは非常に大きく、その効果の見極めも困難である。したが って慎重な検討が必要であるが、"生活核都市"もしくはアメニティ都市づくりに とって、建築確認事務を担当することは、大きな意義を有しており、前向きに検討 する…

		元年▽臨時行政改革推進審議会の『国と地方の関係等に関する答								
		申』で、国・地方の機能分担等見直しの改革方策の一つとし								
		て、「建築確認事務を委譲する市町村の拡大の促進を図る」								
		べき。								
		▽『国と地方の関係等に関する改革推進要綱』の閣議決定								
		…建築確認事務を委譲する市町村の拡大の促進を図る…								
		2年▽都が、市長会事務局に市長会に対する移管交渉再開について								
		の意向打診								
		3年▽3.3.30建設省住指発第 129号『建築確認事務を委譲する市								
		町村の拡大の促進について』								
		…市町村の規模、行財政能力等を考慮しつつ、建築主事の								
		設置方を指導するとともに、当該市町村から建築主事の設								
		置について相談を受けたときには、積極的に対応する…								
		▽都は、調布市、府中市に意向を打診								
		4年▽都は、市への移管を促進するためには財政的・人的支援策が								
		必要不可欠との判断から、方策を検討し、『市への建築行政								
		事務移管についての基本的考え方』を策定。これを提示しな								
		がら、人口15万人以上の市と折衝を開始								
平成5年		◇『第三期基本構想・長期計画』を策定								
		…建築主事を導入し、現在は都に属している建築確認事務を行う。このための人員および								
		予算上のコストは大きいが、住宅政策を軸とするまちづくりの必要性が高まったので、								
		実施する…								
	4月	◇企画課に[建築主事設置調査担当] (課長相当職1名)を設置								
	5月	◇建築行政のあり方、体制、費用等を調査検討するため『建築行政導入調査検討委員会』発足								
T. 4. 6. 7	. –	6年▽都は、折衝を踏まえ、市長会に改めて事務移管の要請								
平成6年	4月	◇都市開発部に[建築主事設置準備担当] (課長相当職1名)を設置								
	6月	◇理事者協議にて8年度導入の方向性を出す								
		◇東京都に支援要請と事前協議を開始								
	0 🗖	◇庁内体制整備等のため、『建築指導行政連絡協議会』を発足。								
	8月	◇準備室設置・事務移管に向けた本格的な準備、調査検討、都との事前協議のため、 [建築主								
平成7年	1 🛱	事設置準備担当]を2名(課長相当職1名+課長補佐1名)とし、開発指導課に設置								
+ 以 / 年	1月	│◇『武蔵野市住宅マスターブラン』を策定 │								
		…優良な民間賃貸住宅の誘導や、良好な住宅地環境の保全など、まちづくりと一体となっ								
		た、きめの細かな住宅施策を推進するためには、建築主事の導入が不可欠である… 4 日 17日 - 阪神災攻士電災 - 発生								
	2月	1月17日 阪神淡路大震災 発生								
	<i>4</i> / 7	◇8年度事務移管に向け建築指導準備室を設置するとの公式表明 (主管者会議、予算定例記者会見、建設委員会報告、施政方針、市報)								
	4月	(土宮台云議、ブ昇定例記台云見、建設安貝云報古、旭以刀町、中報/ ◇都市開発部に[建築指導準備室]を設置。(市職員11名+都派遣職員2名)								
	./J	◇部中開先部に「建築指導準備室」を設置。 (中脳貝) 名土部派追脳貝と名) ◇都への市職員(5名)の前期実務派遣研修を開始 (後期4名)								
		◇ 岬 、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
		7年▽府中市、調布市、特定行政庁に								
	11月	 ◇第4回市議会定例会に2条例案を上程、建築主事設置予定の行政報告								
平成8年	2月	◇武蔵野市と都知事、「建築主事設置に関する協定書」を締結(2.20)								
		◇建築主事設置の告示(2.21) 及び知事への通知(2.22)								
		◇建築審査会委員、調停委員の選定								
	3月	◇都指導事務所にて市職員による確認審査開始								
		◇関係規則(制定、一部改正)、告示等の起案								
		◇広報(市報特集号、市内関係団体説明会等)								
		◇都から移管事務文書の引継ぎ								

平成8年	4月	◇武蔵野市は建築主事を設置し、特定行政庁に
		建築指導課発足式。市長、第1号確認申請書を受理
		建築基準行政開始関連の告示
		(市職員10名+都派遣職員3名+都0B嘱託職員2名+市臨時・嘱託職員1名)
		8年▽武蔵野市、三鷹市、日野市、特定行政庁に
		◇「違反建築物に関する監察事務取扱要領」制定(4月1日施行)
		◇「武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱」制定(4月1日施行)
		◇建設大臣に建築主事設置の報告
平成9年	4月	◇建築指導課に2名増員
		(市職員12名+都派遣職員3名+都0B嘱託職員2名)
	11月	◇「武蔵野市緑化に関する指導要綱」(11月1日施行)
平成10年	4月	◇東京都派遣職員1名に減。建築主事は武蔵野市に移籍
		(市職員14名+都派遣職員1名+都OB嘱託職員1名)
		◇都市開発部に住宅対策室設置
平成11年	4月	◇東京都派遣職員解消、嘱託職員を除いてすべて市職員となる
		(市職員15名+都OB嘱託職員1名)
		◇東京都市長会の付属機関として東京都市建築行政課長会発足
	5月	◇法改正により確認検査業務の民間開放実施
		◇指定確認検査機関制度施行
		◇武蔵野市手数料規則一部改正
		◇武蔵野市建築基準法施行細則一部改正
	7月	◇改正基準法(7条の3)に基づく中間検査実施の告示(8月1日施行)
平成12年	3月	◇武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正
		◇武蔵野市建築物の耐震改修の促進に関する法律施行細則の制定
	4月	◇武蔵野市建築基準法施行細則一部改正
		◇武蔵野市建築基準法に基づく公開による意見の聴取に関する規則一部改正
		◇武蔵野市手数料規則の廃止と武蔵野市手数料条例の一部改正
	7月	◇東京都建築物安全安心実施計画に基づき、完了検査率の向上を図るため、東京都の特定行政
		庁としてはじめて市内の全金融機関(37本支店)に対し、融資条件に検査済証の添付を求める
		要請を市長名で行い、要請文書を持って各店舗に説明とお願いに廻った。これを契機に東京
		都をはじめ都内各市区においても金融機関に対する働きかけを行う行政庁が出始め、本市の
		対応が実施計画に新たな動きを与えることになった。
		13年 ▽立川市、特定行政庁に
平成14年	4月	◇組織改正により、都市整備部建築指導課となる。嘱託1名増員
		(市職員15名、嘱託職員2名)
		◇道路位置指定業務が建築指導課へ移管される
		◇道路種別図(平成14年版)の作成
		◇武蔵野市建築審査会条例施行規則の一部改正
		◇武蔵野市建築基準法施行細則の一部改正
	6月	◇武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例施行規則の一部改正
	12月	◇武蔵野市都市計画審議会において、市内全域を建築基準法第52条第7項の適用除外区
		域とすることが決定される
平成15年		◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正
	4月	◇建築確認システム導入(5年計画)
		◇審査係1名嘱託化(市職員14名、嘱託職員3名)
	407	◇省エネルギー法の特定建築物の届出制度開始
T + 10 =	12月	◇武蔵野市建築基準法施行細則の一部改正
平成16年	5月	◇中間検査の告示(継続、8月1日施行)

	6月	◇武蔵野市の用途地域等の見直しと住居系用途地域における敷地面積の最低限度規制実施
		10月23日 新潟県中越地震発生
平成17年	4月	◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(一斉見直し)
	9月	◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(法改正に伴う特例容積率の限度の指定等手数料を
		制定)
		11月 構造計算書偽装問題発覚
平成18年	4月	
		 ◇建築審査会事務局をまちづくり推進課に移管
平成19年	5月	◇中間検査の告示(一部改正、6月20日施行)
	6月	│ │◇武蔵野市総合設計許可要綱施行
		 ◇審査・検査の厳格化を主眼とし、構造計算適合性判定制度導入を含む
		改正建築基準法の施行
		◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(構造計算適合性判定制度導入)
		7月16日 新潟県中越沖地震発生
平成20年	3月	◇武蔵野市耐震改修促進計画 策定(平成20年度から27年度)
	4月	◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(計画通知手数料導入)
		◇管理係1名減員。建築確認担当課長を配置
		(市職員14名、嘱託職員3名)
		4月 ▽国分寺市、特定行政庁に
		6月14日 岩手・宮城内陸地震発生
平成21年	4月	◇武蔵野市まちづくり条例施行
		◇武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例及び同条例施行規則一部改正
		◇武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱全部改正(4月1日施行)
	6月	◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(一斉見直し。その他諸証明手数料改正)
		◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(長期優良住宅計画等申請手数料制定)
		◇長期優良住宅計画等の認定制度開始
		◇武蔵野市長期優良住宅の普及の法律に関する法律施行細則制定(6月4日施行)
_ , , , , , ,	12月	◇武蔵野市建築基準法施行細則の一部改正
平成22年	4月	◇道路種別図(平成22年版)の作成
	5月	◇中間検査の告示(一部改正、6月20日施行)
	10月	│ ◇武蔵野市建築確認等台帳記載事項証明書交付要綱施行 │
T	0 [◇武蔵野市長期優良住宅建築等計画台帳記載事項証明書交付要綱施行
平成23年	3月	◇武蔵野市道路位置指定図の閲覧等に関する要綱施行
	4 🗆	3月11日 東日本大震災、発生
	4月	◇武蔵野市耐震改修マーク表示制度運営要領施行
T # 0 4 年	4 🗆	◇東京都における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例及び施行規則施行
平成24年 	4月	◇東日本大震災被災地支援業務で構造設備係長を岩手県大槌町へ派遣(半年間) ▲
	70	◇国の地域主権改革に伴う東京都から市町村への権限移譲
	7月	◇武蔵野市長期優良住宅建築等計画台帳記載事項証明書交付要綱の一部改正
	12月	◇武蔵野市手数料徴収条例の一部改正(低炭素建築物新築等計画申請手数料制定)
		◇低炭素建築物新築等計画の認定制度開始 ◇ 13 t
T # 05/5	<i>1</i> 🗆	◇武蔵野市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則制定(12月4日施行) ◇ 3.5 ★ 57 ★ 57 ★ 57 ★ 57 ★ 57 ★ 57 ★ 57 ★
平成25年	1月	◇武蔵野市建築確認等台帳記載事項証明書交付要綱の一部改正
		◇武蔵野市長期優良住宅建築等計画台帳記載事項証明書交付要綱の一部改正 ◇ 記述駅本送線 佐男牧 京岡 の思覧 毎 に関する 悪郷 の 一部改正
		◇武蔵野市道路位置指定図の閲覧等に関する要綱の一部改正

3. 組織及び事務分掌

(1)建築指導課の組織

平成25年4月1日現在



(2)建築指導課事務分掌

管理係

- 1 建築確認等申請の受付、通知等に関すること。
- 2 建築計画概要書の閲覧等に関すること。
- 3 建築基準法に基づく公聴会等に関すること。
- 4 建築に係る統計等に関すること。
- 5 建築確認等の証明に関すること。
- 6 住宅金融支援機構等からの受託業務の受付及び報告に関すること。
- 7 中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関すること。
- 8 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく届出の受理に関すること。
- 9 建築基準法に規定する指定確認検査機関からの報告に関すること。
- 10 課内の庶務に関すること。

監察係

- 1 違反建築物の防止、是正等に関すること。
- 2 建築基準法に規定する道路の指定に関すること。

審查係

- 1 建築確認申請書等の審査に関すること(他の係に属するものを除く)。
- 2 建築物等の検査に関すること(他の係に属するものを除く)。
- 3 建築基準法及び関係法令に基づく許可、認定、指定等に関すること(他の課に属するものを除く)。
- 4 住宅金融支援機構等からの受託業務の設計審査及び現場審査に関すること。
- 5 建築基準法に規定する道路に関すること(道路位置指定に関することを除く。)。
- 6 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律のうち建築に関すること。

構造設備係

- 1 建築確認申請書等の構造及び設備の審査及び指導に関すること。
- 2 建築構造、建築設備及び工作物の検査に関すること。
- 3 建築物の仮使用に関すること。
- 4 特殊建築物、建築設備等の定期報告及び指導に関すること。
- 5 建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく計画認定、指導等に関すること。
- 6 応急危険度判定員の体制整備に関すること。
- 7 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定等に関すること。
- 8 都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく計画の認定に関すること。
- 9 エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出書の受理及び定期報告等に関すること。

4. 予算状況

<歳 入>

(円)

区分	件名	平成23年度決算額	平成24年度決算見込み額
道路手数料	道路位置指定証明手数料	512,100	488,400
	確認申請等手数料	5,681,500	4,080,400
净筑长道工物则	許可等申請手数料	4,328,000	3,697,000
建築指導手数料	確認等証明手数料	283,200	346,800
	長期優良住宅認定申請手数料	674,100	709,500
	低炭素建築物認定手数料		0
	建築動態統計調査事務委託金	53,600	53,600
都市計画費委託金	建築物実態調査事務委託金	79,800	79,800
	建築基準法関係特例条例事務委託金	158,606	44,191
住宅金融支援機構 受 託 事 業 収 入	住宅金融支援機構業務受託金	0	0
弁 償 金	違反建築物行政代執行費徴収金	0	0

<歳 出>

(円)

区分	平成23年度決算額	平成24年度決算見込み額
建築指導費	22,565,376	21,619,035

※建築審査会の運営経費を含む。ただし、平成18年度より建築審査会に関する事務は、まちづくり推進課が担当。

Ⅱ 業務のあらまし

1. 建築物の確認・許可・認定等

建築物や建築設備、工作物の建築等にあたっては、建築計画を示した申請書を提出して、建築 基準法等関係法規に基づく審査を受けなければなりません。建築指導課では、建築基準法及びそ の他建築関係法規に基づく確認、許可、認定及び承認の事務を行うと同時に、建築計画に関する 相談や工事現場における危害防止、違反建築物の取締り、建築紛争の指導、調整等を行っていま す。

平成10年6月の建築基準法改正(平成11年5月施行)により「指定確認検査機関」や「中間検査」の制度が創設されました。この指定確認検査機関制度の導入により、今まで行政機関だけで行っていた確認検査事務が民間の機関でも行えるようになり、現在では、市全体の確認件数の8割強が指定確認検査機関で扱ったものです。 しかし、その反面、指定確認検査機関等からの相談・照会への対応や各種証明等発行等の窓口業務が近年では急増しています。

本市建築指導課で扱った建築確認、許可等の申請件数、及び指定確認検査機関扱いの確認申請件数等は、表1-1から表1-5のとおりです。

表 1-1 確認申請等取扱件数(市受付分:建築物分類別)

(件)

表 1-1 唯祕中胡安以放	一段の一位を出	刀,连架彻刀	「 実見 力」 ノ		(14)
種別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
確認申請件数	184	179	109	90	106
建築物	168	164	87	82	79
法6条1項1号	33	25	8	14	12
法6条1項2号	11	12	7	4	7
法6条1項3号	32	28	13	12	10
法6条1項4号	92	99	59	52	50
建築設備	15	14	20	7	26
工作物	1	1	2	1	1
確認済証交付件数	159	160	111	91	101
建築物	143	145	89	84	75
法6条1項1号	24	21	11	14	11
法6条1項2号	9	12	6	5	7
法6条1項3号	27	19	14	12	9
法6条1項4号	83	93	58	53	48
建築設備	15	14	20	6	26
工作物	1	1	2	1	0
計画通知申請件数	22	13	17	11	15
建築物	17	3	9	10	9
法6条1項1号	7	0	4	2	3
法6条1項2号	0	0	0	0	0
法6条1項3号	1	1	1	4	2
法6条1項4号	9	2	4	4	4
建築設備	5	10	6	1	5
工作物	0	0	2	0	1
適合通知交付件数	21	18	14	11	14
建築物	16	8	8	8	9
法6条1項1号	6	3	2	5	2
法6条1項2号	0	0	0	0	0
法6条1項3号	1	1	1	1	3
法6条1項4号	9	4	5	2	4
建築設備	5	10	6	1	5
工作物	0	0	0	2	0

表1-2 建築物の確認申請等件数(市受付分:構造別)

確認申請 (件)

構 造 別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
木 造	112	119	64	60	59
鉄骨鉄筋コンクリート造	3	1	0	1	2
鉄筋コンクリート造	29	22	7	9	4
鉄 骨 造	21	22	15	12	11
コンクリートブロック造	2	0	0	0	0
その他	1	0	1	0	3
合 計	168	164	87	82	79

計画通知 (件)

構造別	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
木 造	2	0	0	0	0
鉄骨鉄筋コンクリート造	1	0	1	1	1
鉄筋コンクリート造	4	1	1	2	2
鉄 骨 造	9	1	6	7	4
コンクリートブロック造	0	0	0	0	0
その他	1	1	1	0	2
슴 計	17	3	9	10	9

表1-3 許可・認定等取扱件数

(件)

	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
	許可等 申請受 付件数	許可等 件数								
仮使用承認	4	4	5(1)	5(1)	5	5	4	4	11	13
接道緩和許可	13	14	8	9	10	11	5	5	13	13
道路内許可	3(1)	3(1)	1	1	6	6	6	6	1(1)	1(1)
用途許可	3(3)	3(3)	0	0	1	1	1	1	0	0
容積率許可	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0
日影許可	0	0	0	0	1	1	1	1	1(1)	1(1)
仮設許可	22(2)	19(2)	21(1)	23(1)	22	22	20	20	19(1)	17(1)
一団地認定	2(1)	1(1)	1	1	2	2	0	0	2(1)	3(2)
都計法53条	14	16	29	27	29	29	21	19	35(1)	37

※()は計画通知に係るもので内数 ※許可・認定等は市のみで扱います。

表1-4 指定確認検査機関の確認申請等取扱件数

(件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
確認申請件数	352	423	424	407	541
確認済証交付件数	322	414	424	397	528

表1-5 市内総確認申請件数と市受付分の割合

(件)(%)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
市内総確認申請件数	536	602	533	497	647
市受付分の割合	34.3%	29.7%	20.5%	18.1%	16.4%

2. 中間検査

一定の規模、構造に該当する建築物の新築、増築又は改築をする場合は、中間検査を受ける必要があります。

中間検査対象建築物や中間検査を受ける工程は、同法に定めるほか告示で定められます。

(中間検査対象建築物)

- ① 階数が3以上の共同住宅(改正建築基準法第7条の3 第1項第1号)
- ② 地階を除く階数が3以上の建築物(武蔵野市告示第60号)

表2 各年度の中間検査対象建築物の確認件数と中間検査合格証交付件数

武蔵野市受付分 (件)

	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
	木3	3階 500㎡	木3	3階 500㎡	木3	3階 以上	木3	3階 以上	木3	3階 以上
	=	†	=	†	=	†	Ē	†	Ē	†
中間検査対象	9	3	7	10	3	7	2	6	6	1
建築物確認件数	1	2	1	7	1	0		3	7	7
中間検査申請件数	9	3	7	9	3	3	2	6	6	1
T 间 恢 且 中 胡 广 数	1	2	1	6	(6	8	3	7	7
中間検査合格証	9	3	7	9	3	3	2	6	6	1
交付件数	1	2	1	6	(3		3	7	7

指定確認検査機関受付分

(件)

	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
	木3	3階 500㎡	木3	3階 500㎡	木3	3階 以上	木3	3階 以上	木3	3階 以上
	=	†		i †	===	†	===	†	Ē	†
中間検査対象	10	12	21	28	43	51	22	25	30	24
建築物確認件数	2	2	49		9	4	4	7	5	4
中間検査申請件数	10	11	20	27	33	39	22	25	23	21
中间恢复中前什么	2	1	4	.7	7	2	4	7	4	4
中間検査合格証	10	11	20	27	33	39	22	25	23	21
交付件数	2	1	4	. 7	7	2	4	7	4	4

*木3は、木造3階建て。3階500㎡は、3階以上かつ500㎡超

*中間検査合格証交付件数調査(都調査報告による)調査日:H25.3.31

3. 完了検査

工事が完了した場合、建築基準法第7条の規定に基づき、同法第6条第1項の規定並びに、 これに基づく命令及び条例の規定に適合しているかどうかを検査しています。

表3-1 武蔵野市の検査済証の交付件数及び交付率

(件) (%)

区分		平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
		工事完了 件数	検査済証 交付件数								
		検査済証	[交付率	検査済言	正交付率	検査済証	E交付率	検査済言	証交付率	検査済	証交付率
		20	17	15	15	4	4	12	7	5	3
建築物	1 号	85.	00%	100	.00%	100	.00%	58.	33%	60.	00%
(法第6		9	6	9	6	3	2	4	2	7	5
条第1項	2号	66.	67%	66.	67%	66.	67%	50.0	00%	71.	43%
及び第		27	22	21	17	8	8	12	7	7	4
18条第	3号	81.	48%	80.	95%	100	.00%	58.	33%	57.	14%
2項)		86	70	83	69	46	45	50	37	40	27
	4号	81.	40%	83.	13%	97.	83%	74.0	00%	67.	50%
_		142	115	128	107	61	59	78	53	59	39
1号~4	号の計	80.	99%	83.	59%	96.72%		67.95%		66.10%	
7+ 奈 = □ /#	日吃	20	20	24	24	26	26	7	7	20	20
建築設備・昇降		100	.00%	100	.00%	100	.00%	100.00%		100	.00%
_ ,,		1	1	1	1	4	2	1	0	-	-
工作物		100	.00%	100	.00%	50.	00%	0.0	0%	-	-
		163	136	153	132	91	87	86	60	79	59
合 計		83.	44%	86.	27%	95.	60%	69.	77%	74.	68%

表3-2 指定確認検査機関の検査済証の交付件数及び交付率

(件)(%)

		平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
区分	}	工事完了 件数	検査済証 交付件数								
		検査済証	交付率	検査済記	正交付率	検査済証	E交付率	検査済	証交 付率	検査済訓	E交付率
		44	41	40	40	32	30	41	38	21	16
建築物	1 号	93.	18%	100.	.00%	93.	75%	92.	68%	76.	19%
(法第6		12	12	22	22	29	29	24	24	19	17
条第1項	2号	100.00% 10		100.	.00%	100.00%		100	.00%	89.47%	
及び第		84	77	87	87	70	69	92	88	42	36
18条第	3号	91.	67%	100.	.00%	98.	57%	95.	65%	85.	71%
2項)		139	131	200	199	192	188	193	190	194	176
	4号	94.24%		99.50%		97.	92%	98.45%		90.72%	
		279	261	349	348	323	316	350	340	276	245
1号~4号	号の計	93.	55%	99.71%		97.	83%	97.	14%	88.	77%
Z⇒ 统 ≅几 /芒	. 目 咚	37	37	52	52	29	28	37	37	56	38
建築設備	* 升阵	100.	.00%	100.	.00%	96.	55%	100	.00%	67.	36%
		8	7	4	2	0	0	7	7	8	4
工作物		87.	50%	50.0	00%		_	100	.00%	50.0	00%
		324	305	405	402	352	344	394	384	340	287
合 計		94.	14%	99.:	26%	97.	73%	97.	46%	84.4	41%

検査済証交付率調査(都調査報告による)調査日:H25.3.31

表3-1と表3-2は、市及び民間機関で各年度内に受け付けた確認申請について、以下の条件に基づき、調査日現在までに交付された検査済証交付件数を工事完了(見込み)件数で除し、 検査済証交付率を算出したものです。

- ①申請種別は「用途変更」を除くすべて(新築、増築、大規模修繕、大規模模様替)
- ②仮設建築物の確認申請も含む
- ③取下げ・取止めとなった物件は除く
- ④計画変更があった場合はまとめて1件とする

4. 長期優良住宅の認定

平成21年6月4日に施行された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、良質な住宅を建築し、長期にわたり良好な状態で使用することにより、住生活の向上及び環境への負荷の低減を図ることを目的として、構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、一定の住戸面積があり、維持保全計画を策定した住宅計画に対して、「長期優良住宅建築等計画」の認定を行っています。

表4 長期優良住宅建築等計画の認定件数

(件)

	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成24年度	
	一戸建 て住宅	共同住 宅等	一戸建 て住宅	共同住 宅等	一戸建 て住宅	共同住 宅等	一戸建 て住宅	共同住 宅等
認定申請	54	0	120	0	91	0	92	0
変更認定申請	8	0	7	0	9	0	20	0
認定通知	54	0	112	0	98	0	93	0
変更認定通知	8	0	7	0	9	0	20	0

(* 変更認定申請(通知)には、承継に係る承認申請(通知)を含みます。)

5. 低炭素建築物の認定

平成24年12月4日に施行された「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づき、低炭素建築物の普及を目的とした低炭素化の促進のための措置を講ずることにより、都市の低炭素化の促進を図り、もって都市の健全な発展に寄与しようとする建築物の計画に対して、「低炭素建築物の計画」の認定を行っています。

表5 低炭素建築物の認定件数 (件)

- `	_		// //	\sim	> C 1/3 4 > 0/0/ /C 1	>
					平成2	4年度
					一戸建て住宅	共同住宅等
	認	定	申	請	0	0
	変	更認	定申	請	0	0
	認	定	通	知	0	0
	変	更認	定通	知	0	0

6. 特殊建築物等の定期報告

(1) 特殊建築物の定期調査報告

不特定多数の人が利用する特殊建築物等は、構造・防火・避難施設等の不備や欠陥により大きな災害を招くおそれがあるため、平素の維持管理が重要です。

そのため、建築基準法第12条第1項の規定に基づき、「武蔵野市建築基準法施行細則」で定める定期報告を要する特殊建築物等(別表)の所有者または管理者は、定期的に有資格者にその現状を調査させ、その結果を報告するよう義務付けられています。この報告制度により建築物の維持保全の状態を把握し、事故を未然に防止するための適切な指導を行っています。

表6-1 特殊建築物等定期報告件数

(件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
①の用途(毎年報告)	19	22	21	21	22
②の用途(3年ごとの報告)	5	0	170	2	0
③の用途(3年ごとの報告)	73	0	0	94	14
④の用途(3年ごとの報告)	22	132	35	22	158
計	119	154	226	139	194

(2) 建築設備・昇降機の定期検査報告

中高層建築物等には、建築設備・昇降機を設けることが不可欠であり、故障が発生した際には多くの人や物に被害を与えることが予想されます。

そのため、建築基準法第12条第3項の規定に基づき、「武蔵野市建築基準法施行細則」で定める定期報告を要する建築設備と昇降機(別表)の所有者または管理者は、定期的に有資格者にその現状を検査させ、その結果を報告するよう義務付けられています。この報告制度により建築設備・昇降機の維持保全の状態を把握し、事故を未然に防止するための適切な指導を行っています。

表 6-2 建築設備定期報告件数

(件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
換気設備	133	165	170	186	222
排煙設備	41	46	48	55	63
非常用照明設備	299	359	371	393	444
給排水設備	285	337	342	363	391
計	758	907	931	997	1,120
建築物数	320	382	393	418	466

表 6-3 昇降機等定期報告件数

(件)

	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
エレベーター	1,298	1,380	1,365	1,389	1,420
エスカレーター	250	252	229	238	235
小荷物専用昇降機	28	31	27	30	29
遊戯施設	10	10	10	10	8
計	1,586	1,673	1,631	1,667	1,692

別表 特殊建築物等・建築設備・昇降機等定期報告対象ー欄表 (平成25年3月末現在)

73377		用途	規模 又は 階	報告時期
		劇場、映画館又は演芸場	A >200㎡ 又は 主階が1階に	11X 2 3743
		劇场、吹画站入IO/央云场	ないもので A > 100㎡	
		観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公	F ≧3階 又は A >200㎡ (平家建て、かつ、客席及び集会室 の床面積	
		会堂 又は集会場	の合計が400㎡未満の 集会場を除く)	毎年の 11 月 1 日から
	1	旅館又はホテル	F ≧3階 かつ A >2000㎡	翌年の1月31日まで
		百貨店、マーケット、勝馬投票券発売 所、場外車券売場又は物品販売業を営む 店舗	F ≧3階 かつ A >3000㎡	(毎年報告)
特		地下街	A >1500m²	
		病院、診療所(患者の収容施設があるも	F ≧3階 又は A >300㎡	
		のに限る)又は児童福祉施設等 旅館又はホテル(用途コード 13 のもの	(平家建て、かつ、床面積の合計が500㎡未	
殊		旅館文はホテル(用途コート 13 のもの を除く)	満のものを除く)	
		学校又は体育館		平成 25 年の5月1日
	2	博物館、美術館、図書館、ボーリング	F ≧3階 又は A >2000㎡	から 10月 31 日まで
建		場、 スキー場、スケート場、水泳場 又 はスポーツの練習場		(3年ごとの報告)
		下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途と		
築		この表(用途コード 34 を除く) に掲げ られて いる 用途の複合建築物	F ≧5階 かつ A >1000㎡	
*		百貨店、マーケット、勝馬投票券発売		
		所、 場外車券売場又は物品販売業を営	F≧3階 又は A >500㎡	
物		む店舗 (用途コード 14 のものを除く)		
17/0		展示場、キャバレー、カフェー、		
		ナイトクラブ、バー、ダンスホール、 遊技場、公衆浴場、待合、料理店又は飲	<u>F ≧地階若しくは3階</u> 又は A >500㎡	平成 26 年の5月1日
等	(3)	食店	<u> </u>	から 10月 31 日まで
	0	複合用途建築物 (用途コード 28 及び 34 のものを除	F ≧3階 又は A >500㎡	(3年ごとの報告)
		(用返コー1・20次0 34 00 00 2 1 1 2 0	1 = 3 m X k A / 3 0 0 m	
			A >1000m²	
		事務所その他これに類するもの	(F ≥5階 かつ 延べ面積 >2000㎡ の建築物のうち、F ≥3階の階にあるものに	
			限る)	
	4	下宿、共同住宅又は寄宿舎	F ≧5階 かつ A >1000㎡	平成27年の5月1日 から10月31日まで
	Ū			(3年ごとの報告)
	換気	設備(自然換気設備を除く)		
建	排煙	設備(排煙機又は送風機を有するもの)		<i>= -</i> + + +
建築設備	非常	用の照明装置	上記の特殊建築物等に設けるもの	毎年報告
備	給水 るもの	又は排水の配管設備(給水タンク等を設け))		(前年の報告日の翌 日から起算して 1 年 を経過する日まで)
	エレ	ベーター(労働安全衛生法の性能検査を受け	けているものを除く)	
昇降機等	エス	カレーター		(遊戯施設等は、6 ヶ 月ごとに報告)
機	小荷	物専用昇降機(テーブルタイプを除く)		
₹	遊戱	施設等(乗用エレベーター、エスカレーター	で観光用のものを含む)	

(注意)

- 1 F ≥ 3階、F ≥ 5階、F ≥ 地階若しくは 3階とは、 3階以上の階、 5階以上の階又は地階でそれぞれ、 その用途に供する部分の床面積の合計が 1 0 0 ㎡を超えるものいう。
- 2 Aは、その用途に供する部分の床面積の合計。
- 3 共同住宅の住戸内は、特殊建築物等及び建築設備の調査・検査対象外。
- 4 報告対象の換気設備は、火気使用室、無窓居室又は集会場等の居室に設けられた機械換気設備のみ対象。
- 5 昇降機のうち、一戸建て、長屋又は共同住宅の住戸内に設けられたホームエレベーター等は報告対象外。

7. 特定建築物の省エネルギー措置の届出

「エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)」(平成15年4月施行)により、建築物の床面積 300㎡以上の新築・増改築・修繕・模様替えや、設備の改修等を対象に、建築主は外壁・窓等の熱損失防止 や建築設備のエネルギーの効率的利用など、省エネの措置を行うこととされており、この届出やその後3年 ごとの定期報告の受付を行っています。

(平成22年4月から同法の改正施行により、床面積300㎡以上の新築や増改築が届出対象となりました。 床面積2,000㎡以上の建築物を第一種特定建築物といい、床面積300㎡以上2,000㎡未満の建築物を第二種 特定建築物といいます。)

省エネの措置の対象建築物

日エトの店屋の内家庭来向									
		省エネの措置の対象となる工事面積や設備交換							
対象建築物	新築	増築	改築	修繕・模様替え(外気に 接する屋根・壁・床)	共用設備の改修				
第一種特定建築物	第一種特定建築物 _{全て} 2,000㎡以 1,000㎡以上又は		①空調機、熱源、ポンプ ②換気送風機 ③照明 ④給湯機、熱源、配管						
	Τ (上	延べ面積 の過半	屋根・壁・床 の面積の過半	の過半の交換など ⑤2以上の昇降機の交換				
第二種特定建築物	全で(*1) 300㎡以上かつ 延べ面積の過半		_	_					

(*1) 住宅事業建築主による一戸建ての住宅を除く

表7 省エネの措置の届出棟数

(棟)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
第一種特定建築物	12	8	24	15	21
第二種特定建築物	_	_	20	30	40

8. 建設リサイクル法に基づく届出書の受付

特定建設資材を用いた建築物等の解体工事、特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の工事(対象建設工事)は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)」により、特定建設資材廃棄物を基準に従って工事現場で分別・解体等し、再資源化等することが義務付けられており、特定行政庁への工事着手7日前までに届出が必要になります。※特定建設資材・・・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

表8 建設リサイクル法届出件数

(件)

工事種別	規模の基準	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
建築物の解体	床面積80㎡以上	248	244	244	257	284(6)
建築物の新築・増築 修繕・模様替え	床面積500㎡以上 請負代金の額1億円以上	40	46	34	31	38(1)
建築物以外の解体・新築	請負代金の額500万円以上	118(98)	127(94)	128(90)	144(100)	131(91)
合	計	406	417	406	432	453

※()は通知分で内数

※都、建設リサイクル法実績報告による

9. 建築相談

窓口での相談の主なものは、設計者や不動産業者等による建築基準法の道路に関すること、建築基準法等の条文の解釈や、市民による近隣の建築物の概要などの建築計画に関すること、違反建築に関することなどです。

表9-1 窓口取扱件数

(件)

内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
台帳記載事項証明書	789	801	970	945	1,157
位置指定図の写し	1,511	1,387	1,784	1,707	1,629
建築計画概要書の写し	2,782	2,839	3,154	3,626	3,784
相談対応	1,612	1,660	1,810	2,098	2,052

表9-2 相談対応内訳

(件)

内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
道路関係	761	736	949	997	922
建築計画	646	657	614	885	899
違反関係	4	4	16	13	14
その他	201	263	231	203	217
計	1,612	1,660	1,810	2,098	2,052

10. 道路敷地関係調査

指定確認検査機関に申請する建築計画について、市に機関が相互で情報を確認するため、指定確認検査機関に調査票の提出をお願いしています。

表10 調查票受付件数

(件)

内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
件数	303	366	391	363	476

11. 道路位置の指定

市街化区域内における500㎡以上の開発行為については知事の許可が必要となりますが、これに満たない規模の宅地開発では、特定行政庁から「位置の指定」を受けた「道」(建築基準法第42条第1項第5号の道路)に2m以上接することにより建築することが可能となります。

しかしながら、いわゆる「ミニ開発」を助長するおそれがあるため、開発許可との整合性をもたせつつ秩 序ある市街地の形成を図るよう努めています。

表11 道路位置指定件数

(件)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	処分 件数	8	4	6	5	6
	指定 件数	2	1	4	1	6
処	延長(m)	38.32	7.32	72.18	71.37	143.79
処分内容	道路面積(㎡)	541.26	32.97	337.71	360.42	658.48
容 	変更 件数	0	0	0	0	0
	廃止 件数	6	3	3	4	0

^{*} 平成22年度は1つの申請で一部指定及び一部廃止をしたものがあったため、処分件数と内容の合計が 一致しません。

12. 狭あい道路整備

(都市整備部道路課)

建築物の敷地は、建築基準法第42条に規定される幅員4m以上の道路に接しなければなりませんが、市内にはその規定に満たない道路(狭あい道路)が散在しているため、「武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱」(平成8年4月1日)に基づき、法第42条2項道路、位置指定道路(法第42条1項5号)等の整備を進めています。確認申請時に前面道路が狭あいである場合は、要綱による協議をし、現地調査を行っています。

表12 狭あい道路整備実績

(件) (m)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
協議受付件数	152	232	213	229	221
延長(m)	2137.21	2859.32	3264.85	3078.41	2631.01
整備実績件数	135	193	156	196	190
延長(m)	1721.49	2487.32	2413.53	2617.03	2417.10

13. 違反建築物の取締り

「違反建築物の早期発見・早期是正」をめざし、積極的に市内全域をパトロールして取締りを行っています。

確認済証が交付されたものは現地で申請図書と照合し、計画変更等の有無、違反のおそれの有無を調査しています。確認申請無届のものには直ちに是正するよう指導します。

また、確認申請の必要ない建築工事であっても建築基準法を始めとした関係規定に抵触していないか等を現地で調査しています。

違反建築物の取締り実績および違反建築物の状況は、表9-1、表9-2のとおりです。

表13-1 違反建築物取締り事務取扱件数

(件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
問合せ・相談件数	67	117	322	236	260
現場実査件数	1,730	1,897	3,305	3,956	4,307
違反指導件数	24	17	427	660	560
是正処理件数	22	21	33	67	63

*平成22年度から、集計方法を延べ件数に変更しました。

表13-2 違反建築物内容別件数

(件)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
	無確認	17	15	18	44	33
違	不接道	4	3	1	5	2
反	道路内制限	1	5	5	8	15
	建ぺい率違反	10	8	13	19	10
内	容積率違反	7	4	12	17	7
容	高度地区斜線	3	3	2	1	1
	その他	33	26	20	28	24

14. 建築紛争の調整

本市では、平成8年の事務移管と同時に、「武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」を施行し、「武蔵野市宅地開発等に関する指導要綱」(平成9年4月1日全部改正)とあわせ、計画的なまちづくりや良好な住環境の促進に加え、中高層建築物の建築に係る紛争を未然に防止し調整を行うため、建築計画の事前協議、事前公開及び「あっせん」、「調停」等の紛争調整を行ってきました。

平成21年4月より、「武蔵野市まちづくり条例」と「武蔵野市中高層建築物の建築に係る紛争の調整に関する条例」が施行されました。これにより、紛争の予防に関する事務をまちづくり推進課が、紛争の調整に関する事務を建築指導課が担当することとなりました。

表14 中高層建築物の標識設置届と建築紛争取扱件数

(件)

内容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
標識設置届受理	25	_	_	_	_
紛 争 取 扱 件 数	0	0	0	0	0
あっせん件数	0	0	0	0	0
あっせん回数	0	0	0	0	0
調停件数	0	0	0	0	0

^{*} 中高層建築物の標識設置届に関する事務は、平成21年度からまちづくり推進課へ移管されました。

15. 建築審査会への諮問等

(1) 武蔵野市建築審杳会

建築審査会は、建築基準行政の公平な運営を図るために建築基準法第78条第1項の規定に基づき、市長の付属機関として設置されています。委員は、法律、経済、建築、都市計画、公衆衛生又は行政に関して優れた経験と知識を有する者から5名が任命され、審査会の運営を行います。審査会は、建築物の許可に対する同意のほか、特定行政庁や建築主事の処分に不服がある場合に提起する審査請求に対する裁決、市長の諮問事項の調査・審議を行います。

表15-1 武蔵野市建築審査会開催及び案件数

(回) (件)

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催	回数	11	10	7	8	9
同意	案件	20	11	20	13	15
審査	受理	1	1	0	0	2
請求	裁決	0	1	0	0	1

同意案件の内容(平成24年度)

①接道義務緩和(法第43条第1項ただし書) 13件

②道路内の建築制限の許可(法第44条第1項ただし書) 1件

③延べ面積制限 超過建築物(法第52条第14項) 0件

④用途制限の緩和(法第48条第3項ただし書) 0件

⑤日影規制の許可(法第56条第1項ただし書) 1件

(2) 公開による意見の聴取

市長が用途規制等に係る建築許可をする場合には、建築基準法の規定により、あらかじめ利害関係者の出席を求め、公開による意見の聴取を行わなければならないとされています。

表15-2 公開による意見の聴取開催及び取扱件数

(回) (件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
開催回数	2	0	1	1	0
取扱件数	3	0	1	1	0

16. 雑居ビル等の合同査察

平成13年に新宿区歌舞伎町の雑居ビルで火災が発生し、避難経路となる階段室に多量の物品が放置されていたことにより、44名の尊い命が犠牲となりました。また、平成21年11月の杉並区高円寺南の雑居ビル火災でも死傷者16名の犠牲がありました。吉祥寺駅周辺などの繁華街でも雑居ビルが多数存在しており、火災等が発生した場合、類似の被害が心配されます。

このような状況を踏まえ建築指導課では、平成14年に警察署・保健所・消防署と連携するため「武蔵野市建築物安全対策連絡協議会」を組織し、相互の連絡調整を行うとともに、被害の未然防止を目的として合同で以下の査察を行っています。

(1) 駅周辺繁華街消防合同特別査察

平成15年より「武蔵野市生活安全計画」に基づき、雑居ビル等を対象に、年2回(繁華街が混雑する時期の直前)、消防署と合同で査察を行っています。

この査察は、生活安全計画の重点目標とされる建物の避難路確保について、階段や通路などの避難施設に重点を置き点検しています。

表16-1 駅周辺繁華街消防合同特別査察の棟数

(棟)

查察時期	平成2	0年度	平成2	1年度	平成2	2年度	平成2	3年度	平成2	4年度
且尔时州	6月	12月	6月	11月	6月	11月	6月	11月	6月	11月
棟数	60	100	58	119	60	78	54	100	58	96

(2) 営業許可に合わせた合同査察

風営法(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律)に基づく警察署の風俗営業許可や食品衛生法に基づく保健所の飲食店営業許可の機会に、当該店舗の防火や避難路の安全性について、消防署等と合同で査察を行っています。

表16-2 風営法および食品衛生法の営業許可に合せた合同査察の件数

(件)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
(1)風営法の営業許可	5	14	19	23	21
(2)食品衛生法の営業許可	14	17	21	25	18
上記(1)と(2)の両方	7	5	11	13	6

17. 建築物応急危険度判定協議会の開催

震災時に防災ボランティアを活用した被災建築物の応急危険度判定を円滑に行うため、市内在住在勤の判定員を対象とした協議会を組織し、年に1回、定期的に講習会や訓練を実施しています。

表17 応急危険度判定講習会参加者数と協議会登録者数

(人)

内 容	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
参加者数	35	42	26	27	30
登録者数	180	180	172	184	189

18. 耐震改修マーク表示制度

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)」による耐震改修計画認定を取得して耐震改修工事を行った建物等を顕彰する制度として、平成23年4月から「武蔵野市耐震改修マーク表示制度」を行っています。

表18 耐震改修マーク交付実績

交付年月日	建築物の名称	所在地	建築物所有者	建築物用途
平成23年7月25日	開発公社F&FビルA棟	吉祥寺本町1-8-16	(財)武蔵野市開発公社	物販・飲食店舗等
平成23年7月25日	開発公社F&FビルB棟	吉祥寺本町1-11-5	(財)武蔵野市開発公社	物販・飲食店舗
平成23年7月28日	吉祥寺スバルビル	吉祥寺南町1-6-1	スバル興業株式会社	店舗・事務所
平成23年8月29日	日本生命武蔵野ビル	中町1-16-10	日本生命保険相互会社	事務所
平成23年9月28日	吉祥寺フロムイーストビル	吉祥寺本町1-19-1	ヒューリック株式会社	物販・飲食店舗
平成24年8月29日	吉祥寺ビル	吉祥寺本町1-8-10	中央三井信託銀行(株) (株)りそな銀行	銀行・事務所・飲食店

19. 敷地面積の最低限度制限(法第53条の2)

敷地面積の最低限度規制は、ゆとりのある住環境の保護・形成を図る観点から、敷地の無秩序な細分化を 防止することを目的として、新たに建築物の敷地を分割する際の敷地面積を制限するものです。

敷地の細分化を防ぐことで、日照、通風、防災などの環境悪化を防止し、市街地の良好な環境の保全を図ることができます。

武蔵野都市計画用途地域の変更(平成16年6月24日東京都決定)後、住居系用途地域(第一種・第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域、第一種・第二種住居地域)を対象に建築物の敷地面積は、当該最低限度(100㎡もしくは120㎡)以上でなければなりません。

表19 最低敷地規制対象件数

(件)

法第53条の2	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
1項1号	市内該当なし	市内該当なし	市内該当なし	市内該当なし	市内該当なし
1項2号	0	0	0	0	0
1項3号(許可)	0	0	0	0	0
1項4号(許可)	0	0	0	0	0
3項	29 (15)	41 (27)	37 (23)	28 (23)	36(32)
小 計	29	41	37	28	36
都市計画図書による除外	0	0	0	0	0
合 計	29	41	37	28	36

()は指定確認検査機関扱いで内数

* 参考資料

(1) 確認申請の要否

法第6条第1項	1号	2号	3号	4 号
	特殊建築物*	木造	木造以外	1~3号以外
	床面積>100㎡	階 数≥3 延べ面積>500㎡	階 数≥ 2 延べ面積>200㎡	
		高 さ>13m 軒の高さ>9m		
建築(新築・増築・改築・移転)	要	要	要	注
増築(増築後が当該規模)	要	要	要	_
大規模の修繕	要	要	要	否
大規模の模様替	要	要	要	否

注. 防火地域・準防火地域外で増築・改築・移転部分の床面積の合計が10㎡以下は不要

*特殊建築物

建築基準法	政
(1) 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、 集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの	
これらに類するもので政会で定めるもの	児童福祉施設、助産所、*身体障害者更生援護施設、精神障害者社会復帰施設、 *保護施設、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、有料老人ホー ム、又は母子保健施設(*一部制限有)
(3) 学校、体育館その他これらに類するもので 政令で定めるもの	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場又はスポーツの練習場
(4) 百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場その他これらに類するもので政令で定めるもの	公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗 (床面積が10㎡以内のものを除く。)
(5) 倉庫その他これらに類するもので政令で定めるもの	
(6) 自動車車庫、自動車修理工場その他これらに類する もので政令で定めるもの	映画スタジオ又はテレビスタジオ

(2) 事前調整

【武蔵野市まちづくり条例】による届出が必要な建築物

「都市整備部まちづくり推進課】

- ① 中高層建築物(高さ10mを超える等。下表の通り)
- ② 特定集合住宅(15戸以上)
- ③ 集客施設(500㎡以上)
- ④ その他の開発事業(開発行為、駐車場、墓地)
- *基本計画の届出→標識の設置→近隣説明など→協議申請→各課協議→協議終了

用途地域	第1種中高層住居専用地域·第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域·第2種住居地域·準住居地域 近隣商業地域·商業地域·準工業地域	第1種低層住居専用地域·第2種低層住居専用地域
規 模 (中高層建築物)	高さ>10m	軒の高さ > 7 m 地下を除く階数≧ 3

【武蔵野市建築計画の事前調整に関する要綱】によりその他事前調整を要するもの

ア. [武蔵野市雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例] [環 境 部 下 水 道 課] 雨水利活用条例関係

イ. [武蔵野市みどりの保護育成と緑化推進に関する条例] [環境部緑のまち推進課] [武蔵野市緑化に関する指導要綱] 敷地内緑化関係

ウ. 建築物の敷地が市の管理する道路に接する場合 [都 市 整 備 部 道 路 課] 道路の区域及び境界関係 道路の維持管理関係

エ. **[武蔵野市狭あい道路拡幅整備要綱]** [都 市 整 備 部 道 路 課] 狭あい道路の拡幅整備関係

オ. 建築物の敷地が市の区画道路に接する場合 [都市整備部まちづくり推進課] 区画道路整備関係 [都市整備部吉祥寺まちづくり事務所] [都市整備部武蔵境開発事務所] [都 市 整 備 部 道 路 課]

カ. **[文化財保護法]** [教育部生涯学習スポーツ課] 埋蔵文化財包蔵地域内の建築物

キ. **[武蔵野市自転車等の適正利用及び放置防止に関する条例]** [都市整備部交通対策課] 自転車駐車場の整備関係

ク. [武蔵野市生活安全条例] [防災安全部安全対策課] 安全なまちづくり関係

ケ. **[都民の健康と安全を確保する環境に関する条例]** [環境部環境政策課] 工場等の認可関係

コ. [東京都屋外広告物条例] [環境部環境政策課] 屋外広告物の許可関係

サ**. [武蔵野市環境基本条例]** [環境部環境 政策課] 環境保全関係

ス. **[建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律]** [都市整備部建築指導課] 建設リサイクル法の届出関係

平成24年度版 建築指導課の事業概要

平成25年8月

武蔵野市都市整備部建築指導課

〒180-8777 武蔵野市緑町2-2-28

電話 0422-60-1874

FAX 0422-51-9250

E-mail <u>SEC-KENTIKUSIDOU@city.musashino.lg.jp</u>